

新潟市発注工事におけるICT活用工事の推進に関する試行方針

第1 ICT活用工事（ICT土工）の推進

国土交通省におけるICTの全面的な活用（ICT土工）推進への取組状況を踏まえ、以下の工種について「ICT活用工事（ICT土工）」の推進を図るものとする。

なお、運用にあたっては、別に定める「ICT活用工事実施要領」により実施するものとする。

1-1 ICT土工を推進する工種

工事工種体系ツリーにおける下記工種（レベル2）とする。

- ・河川土工、海岸土工
- ・道路土工

1-2 試行対象工事

1-1に示す工種の土工量が1,000m³以上となる工事（建築営繕工事を除く）のうち、発注者が指定するものとする。

1-3 試行範囲

3-2に示すICT建機による施工を試行対象とする。

（3-1に示すICT活用工事の試行は対象外とする。）

第2 実施体制

ICT土工の推進にあたっては、各技術に関する実施要領、積算方法など必要な事項について、関係所属で情報を共有し、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

第3 ICT土工の推進を図るための措置

3-1 ICT活用工事

ICT活用工事とは、以下に示すICT土工における施工プロセスの各段階においてICTを全面的に活用する工事である。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT建設機械とは、3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。

3-2 ICT建機による施工

ICT建機による施工とは、3-1に示す施工プロセスのうち、②と③だけにICTを活用する工事である。

3-3 実施手続き及び必要な経費の計上

入札公告時等に別途定める特記仕様書を添付し、試行の適用対象とすることを明示する。契約後、受注者からの提案・協議によりICT建機による施工を実施することができる。

ICT建機による施工を実施する場合、設計変更の対象とし、別途定める「ICT活用工事積算要領」により必要な経費を計上する。

なお、受注者が「ICT活用工事」としての実施を希望し、発注者が承認して施工する場合も、設計変更の対象はICT建機による施工分のみとする。

3-4 工事成績評価における評価

ICT建機による施工を実施した場合、当面は工事成績評価の対象とし、創意工夫における【施工】において評価するものとする。

以上